# 子どもたちの安全・安心について

### 学校における新型コロナウイルス感染症対策

#### 1 現状と課題

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大しており、文部科学省から 8 月 6 日付けで「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル~『学校の新しい生活様式』~Ver. 3 (以下「衛生管理マニュアル」と言う)」が発出されました。

本県においても7月以降、新規感染者が大幅に増加し、児童生徒や教職員の感染も確認されています。こうした状況をふまえ、県教育委員会においては、8月17日付けで「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を改訂し、各県立学校に周知するとともに、市町教育委員会に情報共有を行い、感染症対策の徹底に取り組んでいます。

今後も、新型コロナウイルス感染症への長期的な対応が求められることが見込まれるため、学校においては教育活動を継続しながら、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減していく必要があります。

本県の公立小中学校・県立学校におけるこれまでの感染状況 令和2年8月25日現在) 公立小中学校では18名、県立学校では3名の児童生徒が、教職員では1名(公立中学校)が陽性と確認されています。

### 2 学校における感染症対策

(1)児童生徒または教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合の対応 児童生徒や教職員が濃厚接触者または PCR 検査を受けることとなった場合には、た だちに管理職に報告することを徹底するとともに、学校はその旨を速やかに県教育委 員会に報告します。

児童生徒または教職員の感染が確認された場合は、臨時休業・消毒の実施、児童生徒及び保護者への連絡等を迅速に行う必要があるため、学校は今後の対応についてあらかじめ県教育委員会と協議するとともに、学校内での児童生徒または教職員の行動履歴を確認します。

濃厚接触者として特定された児童生徒または教職員については、PCR 検査結果が陰性であっても、2週間自宅待機とします。(児童生徒は、出席停止、教職員は特別休暇)

#### (2)児童生徒または教職員の感染が確認された場合の対応

学校は保健所や保護者からの報告内容や感染者の登校状況を県教育委員会に報告し、 保健所による感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定に協力します。

学校は、消毒の実施や濃厚接触者の特定・検査に必要な日数・範囲について保健所と相談します。それをふまえ、県教育委員会は学校と協議し、臨時休業(感染者が発生した後1~3日)の実施について決定します。臨時休業の期間は、部活動や補習などの課外活動も中止します。

全校児童生徒及び保護者に対して、感染者の発生、その状況、臨時休業の期間、学校における消毒等の感染防止対策の実施、休業中の学習方法、感染症についての正しい理解、プライバシー保護や人権への配慮について連絡します。

感染が確認された児童生徒を出席停止、教職員については症状の有無に関わらず病 気休暇とします。期間については保健所または医療機関の指示をふまえ決定します。

### (3)教育活動の実施にあたっての感染予防対策

#### 登校時の健康観察の徹底

- ・ 登校時の健康状態については、家庭において毎朝体温や健康状態を確認することとしており、学校では、毎朝の体温、発熱等の風邪症状の有無、同居家族の発熱の有無の3点について、児童生徒からの始業前の報告を徹底します。(報告には「Google クラスルーム」等のアプリや「健康観察カード」など活用)
- ・ 週休日及び祝日における健康状態については、休み明けに確認します。また、週休日及 び祝日や夏季休業中に部活動や学校行事を行う場合には、当日、顧問や引率教員が健康状 態を確認します。
- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底します。なお、症状が回復し、児童生徒が登校する場合は、特に数日間、当該児童生徒の在校時に体温や咳、喉の痛み等の健康状態を丁寧に把握します。

# 地域の感染レベルが上がった場合の対応

- ・ 衛生管理マニュアルにおいて、地域の感染レベルを 1 ~ 3 に分け、それに応じた学校 の行動基準が示されています。三重県は現在レベル 1 に該当しますが、感染レベルが 2 以上に上がった場合は、身体的距離をできるだけ 2 m程度確保することや感染リスクの 高い活動を停止するなど、教育活動場面に応じリスクを低減する行動をとります。
- ・学級の児童生徒を複数の教室に分けて授業を行ったり、特別教室や体育館等を利用し、 広いスペースの中で授業を行ったりするなどの工夫をします。また、オンライン学習指 導と分散登校を組み合わせることも行います。

# 部活動の実施

- ・活動の実施にあたっては、児童生徒の健康状態を確認し、発熱等の風邪症状がある場合は部活動の参加を見合わせるよう指導します。週休日及び祝日や夏季休業中に部活動を 行う場合は、当日、顧問や引率教員が健康状態を確認します。
- ・ 顧問や部活動指導員は、生徒の健康・安全の確保のため、活動内容ができる限り感染リスクが低くなるよう指導します。
- ・ 活動場所については、地域の感染状況にもよりますが、可能な限り屋外で実施し、気温 が高い日などは熱中症に注意します。
- ・ 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底し、また、長時間の利用を避けて十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とします。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けるようにします。
- ・ 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないようにするとともに、活動時を 含め水分補給の際に回し飲みはしないようにします。
- ・ 県外での活動については、地域の感染状況を確認したうえで、活動する地域や時期の変更も検討し、慎重に判断します。宿泊を伴う活動については県内外を問わず、「緊急警戒宣言」の期間中は時期の変更や実施の見直しを行うこととします。

#### 熱中症予防のための対策

- ・ 学校教育活動において、児童生徒等及び教職員は、身体的距離が十分とれないときは マスクを着用します。ただし、熱中症への対応を優先に考え対応します。
- ・ 徒歩や自転車での登下校、体育の授業、屋外活動等ではマスクを外してもよいことを児童 生徒に周知し、その際は、会話を控えることや身体的距離を保つことを指導します。また、 児童生徒等本人が息苦しさを感じた時は、自身の判断でマスクを外すなど、適切に対応で きるよう指導します。

・登下校や屋外での活動では、涼しい服装や帽子・冷感タオル・傘の使用、通学路・経路ではできるだけ日陰を歩く等の指導をし、活動場所に日陰がなければテントを設置する等、暑さを回避するようにします。また、各自でこまめに水分をとること、その際、人と十分な距離をとるよう指導します。

### 学校における防災教育及び防災対策の推進

### 1 現状と課題

県教育委員会では、平成23年12月に「三重県の学校における今後の防災対策・防災教育の在り方について<指針>」を策定し、この指針に基づき、児童生徒が自分の命は自分で守り発達段階に応じて地域で自ら行動できる力を育む防災教育による「自助」の取組、学校と地域住民等が連携して地域の防災に取り組む「共助」の取組、こうした取組を支えるための専門的な防災の知識やスキルを有する教職員の育成などを行っています。

近い将来の発生が危惧される南海トラフ地震では三重県内で大きな被害が発生することが想定されるとともに、近年、全国で毎年のように大きな被害が生じている台風や大雨による浸水や土砂災害などの危険性も高まっています。こうした中、本県においても防災教育や学校における防災対策をより一層進めていく必要があります。

# (1)防災教育について

学校での防災教育

## ア 防災ノートを活用した防災教育

自然災害から児童生徒の命を守ることを目指し、平成24年2月に学校防災教材「防災ノート」を作成し、以後、毎年度のように改訂を行いながら、私立学校を含めた県内の全ての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等へ配布しています。防災ノートを活用して防災教育を行っている学校の割合は100%となっており、また、家族で防災対策を話し合うために配布している別冊「ワークシート」についても、90.5%の学校で家庭に持ち帰っています。

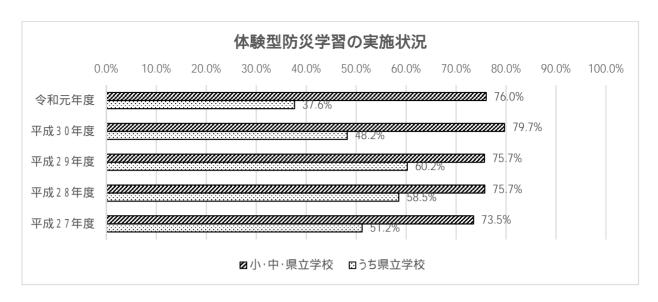
一方で、県が実施した「令和元年度防災に関する県民意識調査」の結果を見ると、小学生から高校生までの児童生徒がいる家庭において「学校で防災教育が行われていることは知っているが、内容は知らない」が35.9%、「学校で防災教育が行われているかどうかわからない」が29.4%と、児童生徒の保護者であっても、学校における防災教育の内容について十分に理解されていない状況となっています。

防災ノートは、保護者が児童生徒とともに家庭で防災ノートに取り組むことで、家族の防災意識が向上し、家庭の防災対策の一層の充実が図られることを目的の一つとしており、防災ノートを学校だけでなく家庭においても活用してもらえるよう、随時、内容の見直しを図るとともに、保護者に対して活用を働きかける必要があります。

# イ 地域と連携した体験型防災学習

学校では、児童生徒に対する体験型防災学習や、保護者・地域住民等も参加する避難訓練などの取組を進めています。県教育委員会ではこうした学校の取組を支援するため職員を派遣しています。

児童生徒の防災に関する意識と知識を高めるとともに、自ら判断し行動する力を育て、児童生徒の「自助」の力を育むためには、自ら体験する防災教育を通して実践的に学ぶことが効果的ですが、令和元年度の体験型防災学習を実施した学校の割合は、小中学校・県立学校を合わせた全体で76.0%、県立学校のみを見ると37.6%という状況であり、今後も一層の推進が求められます。



### 【学校における防災教育の取組事例】

# ア 津市立大三小学校の地域と連携した体験型防災学習

津市立大三小学校では、保護者や地域の防災人材、地元消防署等と連携した体験型防災 学習に取り組んでいます。土曜授業を活用して、保護者が参観する中、県教育委員会の液 状化実験、県の地震体験車、住宅の耐震化実験などのブースのほか、地域の防災コーディ ネーターが運営する避難所や家庭用の備蓄品ブース、消防署が運営する煙からの避難体 験、消火器による消火体験などのブースを設け、全校児童がグループに分かれて各ブース を回って体験しながら防災について学ぶことにより理解を深めています。

また、こうした取組を毎年度実施することにより、学校と県や消防署、地域の防災人材等との間での連携を強めるとともに、参加した保護者に学校での防災学習の内容を知ってもらうことで、児童と保護者との間での防災について話し合いや家庭の防災対策の促進を図っています。

# イ 志摩市磯部地区の幼保小中高が連携した避難訓練

志摩市の磯部地区では、保育所、幼稚園、小学校、中学校と高校が近接して立地していることから、磯部中学校が中心となり、平成30年度から同地区の学校等が合同で避難訓練を実施しています。

この訓練は、授業中に大地震が発生したという想定で、津波被害の恐れがある保育所から中学校までの児童生徒や教職員が、高台にある県立志摩高等学校のグラウンドまで避難するという内容で実施しています。中高生が園児や児童の手を引き、声かけを行いながら避難し、高校で避難者を受け入れました。訓練を通して、地震・津波発生時の避難の方法等について確認し、関係者の意識の共有を図っています。

ウ 南伊勢高校(南勢校舎)の「防災まちづくり大賞」消防庁長官賞を受賞した取組 県立南伊勢高校南勢校舎では、町の防災担当や三重大学、NPO等から講師やアドバイザ ーとして授業の支援を受け、年間 10 時間の防災特別授業を行うなど、生徒の防災学習に力を 入れています。

防災特別授業の中で生徒が考案した携帯用の非常持ち出し用具「Myゼロパック」は、地元漁協や介護施設と提携して町民等に向けて販売されており、多くの町民がカバンなどに入れて常に持ち歩いています。また、防災特別授業で学習した内容をもとに、高校生による近隣の小中学校での防災学習会や、町が主催する防災フォーラムなどで取組内容の発表を行うなどにより地域の防災活動に貢献しています。

こうした取組が評価され、令和元年度に、「防災まちづくり大賞」消防庁長官賞を受賞しました。

「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等における防災に関する優れた取組等を表彰ことにより災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的に、消防庁が主催する表彰です。表彰区分には、「総務大臣賞」「消防庁長官賞」「日本防火・防災協会長賞」があります。

# 児童生徒が地域で自ら行動できる力の育成

宮城県の中学校との交流を通じて東日本大震災の記憶の風化を防ぐとともに、県内の中学生及び教職員の防災意識の向上を図ることを目的に、平成24年度から学校防災交流事業を実施しました。さらに、平成28年度からは「学校防災ボランティア事業」として、三重県から中高生が被災地に出向き、仮設住宅を訪問しての被災者との交流や、被災地の学校での防災合同学習などを通じて、「自分の命は自分で守る」ことに加えて、支援者となる視点から地域の一員として行動できる意識や能力の育成に取り組んでいます。

事業に参加した中高生は、在籍する学校や、県内で開催されたイベント等で、被災地に行って経験したことなどを発表・報告し、他の中高生や地域の大人たちの防災意識向上のために活動しています。また、参加した生徒のうち、希望者は防災士試験にもチャレンジし、平成28年度以降4年間で85人が合格を果たすことができました。さらに、この事業に参加した中高生が熊本地震災害ボランティア活動に参加するなど、活動を広げています。

今後も本事業を継続し、地域の防災に貢献できる力を持った児童生徒を育成するとともに、こうした児童生徒が自らの経験や考えを多くの人に伝える場を設け、県全体の防災意識の向上を図ることが必要です。

# 学校防災ボランティアの主な活動内容

- ・津波被災施設・地域等の見学(旧大川小学校、福島県富岡町)
- ・防災学習(震災時の被害状況、学校での避難所運営状況、行政・ボランティアの活動状況等)
- ・災害公営住宅住民との交流(東松島市あおい地区)

### 参加中高生数

平成 28 年度(8月3日~6日) 36 名参加

平成 29 年度(8月7日~10日) 35 名参加

平成30年度(8月6日~8日) 37名参加

令和元年度 (8月5日~8日) 37名参加

# (2)学校の防災対策について

#### 教職員の防災資質の向上

学校における防災教育や防災対策の推進の中心となる学校防災リーダーをすべての公立小中学校及び県立学校に配置しており、各学校では学校防災リーダーを中心に、学校の防災に関する計画の作成や見直しや防災に関する教職員研修、児童生徒の防災学習の指導などの学校の防災教育・防災対策が進められています。

県教育委員会では、こうした学校防災リーダー等学校で防災に携わる教職員等を対象に、防災教育・防災対策を推進していくための知識や具体的な手法を習得する「学校防災リーダー等教職員研修」を毎年度開催し、教職員の防災資質の向上を図っています。

一方で、災害発生時には、学校の教職員は児童生徒の安全の確保や被災して休校した学校の再開など、普段の学校活動では経験したことのない対応を求められますが、教職員の大部分が大規模災害を経験していない状況です。このような経験不足を補うため、学校における災害対応に精通した教職員を育成し、こうした教職員を中心として被災した学校の再開等を支援するための仕組みを構築することが必要となります。

#### 学校における避難対策の状況

すべての学校で災害時の避難場所が定められており、避難場所までの経路や災害時の避難場所の安全点検についても、毎年、すべての学校で行われていますが、具体的な避難場所を学校の防災マニュアルに記載している学校は、全体で73.3%となっています。

東日本大震災における宮城県石巻市立大川小学校では、津波からの具体的な避難場所や避難方法等を定めていなかったことが子どもたちや教職員の尊い命を失うことにつながったとされていますが、南海トラフ地震で津波による大きな被害が想定される三重県においても、同様の被害が生じることが懸念されます。

このため、津波や洪水、土砂災害などの災害について、改めて、学校周辺の状況を把握するとともに想定以上の災害が発生することも考慮し、具体的な避難経路や避難場所を定める必要があります。また、避難場所や避難経路、避難方法等をあらかじめ定め、避難訓練等を重ねることで、災害発生時の対応について、教職員や児童生徒への浸透を図る必要があります。

## 防災訓練の実施状況

学校における防災訓練の実施状況は、東日本大震災直後の平成 23 年度には 1 校あたり平均で年 3.37 回であったものが、令和元年度には 4.09 回となっており、増加傾向にあります。

また、令和元年度における県内学校(公立・私立)での緊急地震速報システムの導入率は76.1%(県立学校は100%)となっており、多くの学校では、校内放送設備とシステムを連動させ、校内放送を使って地震発生時に自動的に緊急地震速報が流れるようにしています。

こうした設備を連動させて、多くの学校で地震避難訓練や津波避難訓練などが行われており、救命応急手当訓練や引き渡し訓練、情報伝達訓練のほか、図上訓練や避難 所運営訓練などに取り組んでいる学校もあります。

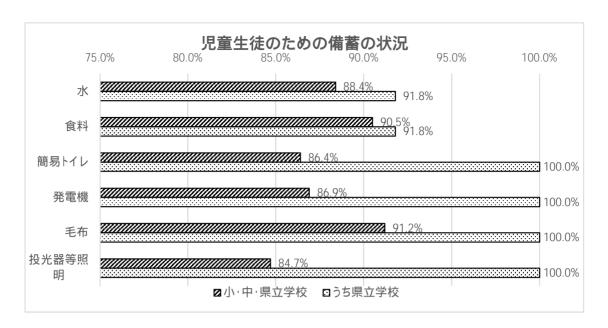
災害発生時の避難場所や避難方法等については、平時から保護者や地域住民と共有しておくことで、災害時に速やかに避難して安全を確保するとともに、お互いの安否を確認することが容易になります。普段から、保護者や地域住民等と一緒に避難訓練を実施するなどにより、連携を深めることが必要です。

#### 児童生徒のための備蓄の状況

災害の発生等により、児童生徒や教職員が帰宅困難になった場合に備え、各学校では水、食料や簡易トイレ、毛布などの消耗品、発電機や投光器などの防災資機材等の備蓄を行っており、必要数量や使用期限等を適切に管理し、定期的に更新を行うことが必要です。

また、避難所として指定されている学校では、必要に応じて、市町の防災担当部署等により学校敷地内などに備蓄倉庫等を設置し、避難者用の物資の備蓄を行っています。

新型コロナウイルス感染症による感染が広がる中、今後の避難所運営では、消毒や飛沫防止対策、密を避けるための空間の確保など新たな対策が必要となることから、 改めて学校と市町の間で避難所設置時の連携のあり方等を確認する必要があります。



#### 2 今後の取組

#### (1)家庭や地域と連携した防災の取組の促進

学校が家庭や地域と連携した防災の取組を一層進めるため、家庭や地域と連携して行っている防災教育の取組の先進的な事例などを教職員向け防災研修などで紹介するとともに、学校が防災の取組を企画する段階から連携の方法等を助言するなどの働きかけを行います。

大規模災害などで学校に避難所が長期間設置される場合、避難所では、運営要員や必要となる備品等の確保に加え、感染症対策等も講じる必要がある中、教職員は児童生徒の状況の把握や学校再開に向けた業務等に対応する必要があることから、避難所設置時における学校と市町や地域住民等との役割分担や連携のあり方等についての市町や学校との協議を進めます。

# (2)災害時学校支援チームの設立

近い将来発生が危惧される南海トラフ地震では、県内に甚大な被害が生じるとされており、多くの学校が被災するだけでなく、児童生徒の安否確認や学校教育の早期再開という本来業務に加え、避難所になった学校に避難している住民の保護、衣食住の確保、遺体の安置、避難所の運営等、さまざまな業務に対応する必要に迫られます。

このような被災した学校を支援する仕組みとして、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成して、県内外の大規模災害発生時に被災した学校の早期復旧を支援する「三重県災害時学校支援チーム」を、令和2年度に新たに設置します。

支援チーム設立初年度となる今年度においては、隊員の募集及び育成を行い、災害発生に備え、教職員による災害時の学校支援の体制を整備します。

# (3)学校における災害対応力の向上

学校における災害時の対応は、普段の学校活動とは大きく異なることから、普段から、教職員や児童生徒に対し、学校が被災した場合にどのようなことが起こり、どのような対応が必要になるかを十分に周知しておくことが必要です。

このため、毎年度、最新のハザードマップで確認した内容をもとに避難方法等の検証を行い、具体的な避難場所や避難経路を定めて学校内で共有するとともに、それに基づいた避難訓練を繰り返し実施し、災害時に教職員や児童生徒が速やかに避難行動をとることができる体制を整えます。

また、被災地で開催される防災研修等への派遣や、災害時の学校再開などの業務を経験した講師を招聘した研修の開催などにより教職員の経験不足を補い、災害対応力の向上を図ります。

# 交通安全及び防犯の推進

# 1 現状と課題

#### (1)交通安全

### 交通事故の状況

本県の交通事故にあった児童生徒の人数は、すべての校種において減少傾向にある ものの、自転車運転中の事故は依然として多い状況です。また、小学校では歩行中の事 故も他校種に比べると多く発生しています。

令和元年の事故原因を見ると、幼児・小中学生では、自転車運転中の「安全不確認」が30.1%、「交差点不注意進行」が7.8%、歩行中の「飛び出し」が11.7%と原因の上位を占めています。高校生では、車両(ほとんどが自転車)運転中の「安全不確認」が18.4%、「動静不注視」が16.1%、「交差点不注意進行」が10.3%となっています。

今後は、警察や自動車学校などの関係機関とも連携し、実際の生活場面を取り入れたり、体験的な内容とするなど、より実践的で発達段階に応じた交通安全教育としていく必要があります。

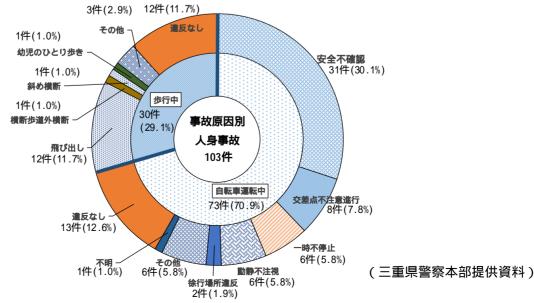
交通事故にあった児童生徒の人数(車両の運転中、歩行中) (単位:人)

								•	
	+六 1壬	運転中				1F.7= -h	÷I	A+1	
	校種	自動車	自動二輪	原付	自転車	步行中	計	合計	
平成 29年	小学校	0	0	0	47 (1)	42	89 (1)	_	
	中学校	0	0	0	63	9	72	298	
	高等学校	1	2 (1)	6	117	11	137 (1)		
平成 30年	小学校	0	0	0	35	27	62		
	中学校	0	0	0	54	4	58	246	
	高等学校	1	2	6 (1)	112 (1)	5	126 ( 2 )		
令和元年	小学校	0	0	0	21 (1)	25	46 (1)		
	中学校	0	0	0	51	1	52	181	
	高等学校	4	4 (1)	2	67	6	83 (1)		

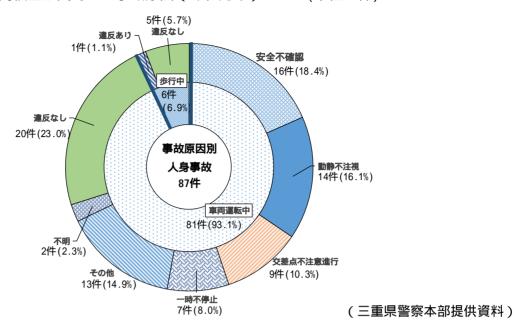
括弧内の数字は死者数(内数)

(三重県警察本部提供資料)

幼児、小・中学生が関与した事故原因(令和元年) (単位:件)



高校生が関与した事故原因(令和元年) (単位:件)



### 自転車運転に関わる警察からの指導状況

自転車指導警告票による指導件数は、校種が上がるにつれ急激に増加しています。このことの要因として、通学に自転車を利用する人数が、校種が上がるにつれ増加することや、交通ルールを守ることへの意識の低下が可能性として考えられます。

特に高校生では、「携帯電話使用」が130件、「イヤホン」が106件と「ながら運転」に係る違反が多く、「無灯火」も114件と多くなっています。これらの違反は交通事故を誘引することになりかねない行為であり、基本的な交通ルールの伝達だけでなく、体験的な活動を取り入れるなど実践的な内容での交通安全教育が実施されるようにしていく必要があります。

#### 校種別自転車指導警告票による指導件数(令和元年)

	警告内容										
校種	信号 無視	通行区分 違反	並進	一時 不停止	無灯火	二人乗り	携帯電話 使用	傘差し 運転	イヤホン	その他	合計
小学校	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
中学校	0	0	18	8	16	11	23	0	3	2	81
高等学校	38	15	75	31	114	75	130	11	106	10	605
合計	38	15	93	39	130	87	153	11	109	12	687

(三重県警察本部提供資料)

(単位:件)

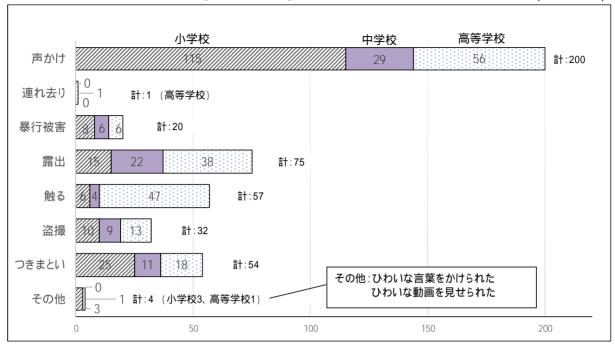
### (2)不審者情報

令和元年度に学校が把握した不審者情報は、被害の前兆ともなりうる「声かけ」が全校種全体で他の態様を大きく上回る 200 件となっており、この内、小学校が 115 件と半数以上を占めています。この他、小学校では「つきまとい」が 25 件と多く、中学校では「露出」が 22 件と多くなっています。高等学校では「触る」が 47 件、「露出」が 38 件と多くなっています。

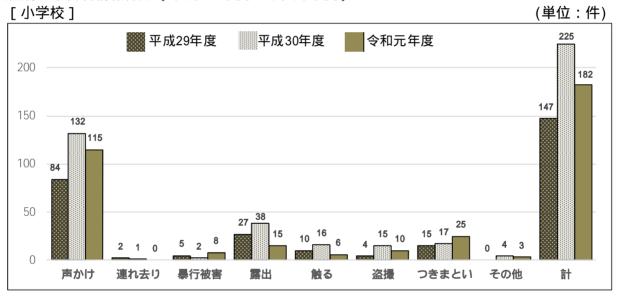
今後は、子どもたちが不審者の被害に遭わないようにするための行動や不審者に遭遇した時の対応等について、警察と連携するなどにより指導していくとともに、関係機関や地域と連携した見守り体制の整備を一層進める必要があります。

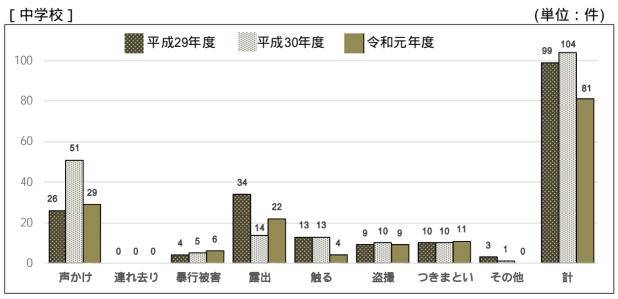
# 県内の態様別不審者情報件数(令和元年度)

(単位:件)

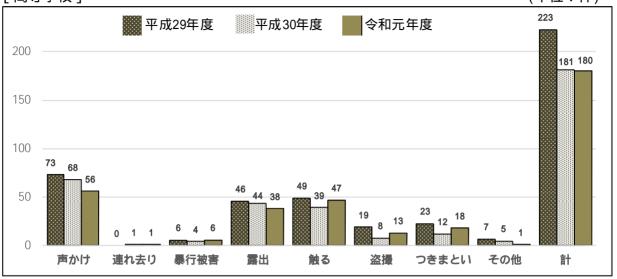


# 校種別の不審者情報件数(平成29年度~令和元年度)









#### 2 主な取組内容

### (1)安全確保のための取組

### 通学路交通安全プログラム

平成 25 年 12 月、文部科学省、国土交通省、警察庁から発出された「通学路の交通 安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」において、教育委員会、 学校、PTA、警察、道路管理者等からなる、通学路の交通安全の確保に向けた推進 体制を市区町村単位で構築し、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善、充実等 の取組を着実かつ効果的に実施するため、基本的方針(「通学路交通安全プログラム」) を策定することが示されました。

このことを受け、本県の全ての市町で「通学路交通安全プログラム」を策定し、定期的な合同点検を実施するとともに、通学路安全推進会議において、合同点検の結果を共有し、対策を検討しています。また、対策が実施された箇所について、その効果を把握し、対策の改善や充実につなげています。

#### 登下校防犯プラン

平成30年5月に新潟市において、下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したことを受けて、平成30年6月に関係閣僚会議で登下校時の子どもの総合的な防犯対策である「登下校防犯プラン」がとりまとめられました。この中で、警察、教育委員会・学校、放課後児童クラブ、自治体、PTA、地域のボランティア、自治会等の関係者が集まり、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」を各地域に構築することが示されました。

本県においては、「地域の連携の場」は現在 25 市町で設置されるとともに、4 市町において設置に向けた検討がなされています。合同点検を実施した学校では、「子どもが一人になったときに周囲の目(人・車)が少ない」や「付近に助けを求められるような住宅等が少ない」「周囲から見えにくく、連れ込まれやすい場所がある」などの箇所を対策が必要な場所としてあげており、その対策として、「ボランティア等による見守り活動の強化」や「防犯パトロール(青パト)の強化」「警察官によるパトロールの強化」等を行うとしています。また、人や車の通行が少ない場所や路上の死角となるような場所に防犯カメラを設置する対応をとっているケースもあります。

#### 子ども110番の家

令和元年12月末現在、県内ではすべての市町で「子ども110番の家」が設置されており、名称は「こどもをまもるいえ」、「子どもSOSの家」など様々ありますが、33,240箇所が登録されています。周知方法については、ステッカーや旗、プレートによる市町が多く、依頼内容としては、子どもが助けを求めてきた場合の保護や、警察への通報などとなっています。多くの市町では毎年または数年に一度、登録を更新することとなっており、警察へ情報提供を行っています。

また、三重県警察が認定する、子どもの保護活動や見守り活動を積極的かつ継続的に実施する「子ども安全・安心の店」は、令和2年7月現在で601箇所となっています。

#### 学校、地域、警察が連携した見守り体制

通学路の見守りについては、保護者や地域のスクールガード(学校安全ボランティア)の協力を得て行われてきましたが、川崎市で昨年度発生した、小学生が登校中に命を奪われるという痛ましい事件を受けて、警察との連携を強化しています。県教育委員会では、昨年6月に三重県警察本部と以下のことについて確認を行い、警察本部は各警察署に、県教育委員会は各学校、市町教育委員会に周知しました。

# ○ 学校から警察への情報提供

- ・学校が作成している安全マップ
- ・教員、 P T A、ボランティア等による通学路の見守りの状況 (時間帯や場所等)
- ・集団登下校の集合場所と時間帯
- ・スクールバスの乗降場所と時間帯

### ○ 警察の対応

- ・見守りが空白となっている箇所や危険箇所でのパトロール
- ・子どもが集まる場所での「見える」パトロール
- ・スクールバス乗降時の見守り
- ・学校が実施する交通安全教室や防犯教室の講師

県教育委員会では、通学路における子どもの安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、地域ボランティアを活用するなど、地域全体で学校安全に取り組む体制整備のさらなる推進に向けて、昨年度からスクールガードのスキルアップ、スクールガード・リーダーの育成に取り組んでいます。

スクールガードについては、三重県警察本部の協力も得て、昨年度は県内4地域で通 学路における安全に関する最新の知見や子どもの安全を守るための方策を学ぶ「スクー ルガード養成講習会」を開催しました。今年度は5地域で開催することとしています。

スクールガード・リーダーについては令和2年8月現在で12市町において28人が選出されており、引き続き、市町に選出を促すとともに、県教育委員会において「スクールガード・リーダー育成講習会」を開催するなど、市町教育委員会と連携して育成を推進し、スクールガード・リーダーを核とした地域の見守り体制を整備します。

#### 未就学児が日常的に集団で移動する経路の点検

昨年度、滋賀県大津市で発生した園児等の死亡事故を受けて、三重県では関係部署が連携し、県管理道路の中で1日当たりの交通量が1万台以上の路線にあたる交差点や、保育所、認定こども園、幼稚園等が日々の園外活動で利用する移動経路や危険箇所を点検しました。その結果、県管理道路で確認された239箇所について、令和元年度中に115

箇所で安全対策が実施され、残りの 124 箇所についても令和 2 年度中に完了させる予定です。安全対策としては、車両が歩道に逸脱する等の危険度が高い交差点において、車両用防護柵や車止めを設置する等の対応を行っています。その他、ガードパイプの設置やラインの塗り直しなどが実施されています。

### (2)学校における交通安全教育・防犯教育

### 発達段階に応じた交通安全教育

各学校では、交通安全教室の実施や交通安全マップづくりの取組を行っています。交通安全教室においては、地域の警察の協力を得て、発達段階に応じた体験的な活動を取り入れながら、より実践的な内容で実施しています。交通安全マップづくりにおいては、どこが危険か(危険予測)、その危険をどのように取り除くか(危険回避)について考えさせるなど、児童生徒の主体的に考え行動できる力を育むようにしている学校もあります。また、その際、児童生徒と保護者やボランティア等が一緒に考えるようにしている学校や、児童生徒からヒヤリハットの経験等を情報収集し、マップに記している学校もあります。

県教育委員会では、学校における交通安全教育が、より実践的なものとなるよう、その指導力向上を目指す「交通安全講習会」を、小中学校の学校安全担当教員を対象に実施しています。

県立学校においては、系統的な安全教育の整備や、喫緊の課題となっている自転車事故を防止するため、警察や自動車学校等の関係機関と連携した実践的な安全指導を通じて、 危険予測・危機回避能力の育成に取り組むとともに、自動車の運転者に将来なることを見据えた交通安全教育にも取り組んでいます。

交通安全教育を効果的に進めていくためには、専門知識と技術、そして適切な教育環境を備えた関連団体との連携が必要であることから、交通安全教育に係る関係団体の一覧を示し、連携を促しています。

#### 交诵安全教育の取組事例

### 【小学校】

・低学年は学校周辺の横断歩道や信号交差点を安全に渡る練習について、中高学年は運動場に設置したコースを自転車で安全な乗り方の練習と自転車点検の方法等について、警察やPTA、地域のボランティアの協力で実施している。

#### 【中学校】

・運動場において、自転車に乗ったスタントマンが「ながら運転」などの交通ルールに 違反した危険な走行によって自動車と衝突する状況を実演し、事故の危険性と未然防 止について生徒に考えさせている。

#### 【高校】

・入学した1年生全員を対象に、自動車学校の協力を得て、自転車の安全な乗り方についての実技講習や交通ルールに関する筆記テスト等を受けさせたうえで、「自転車運転免許証」を発行している。

### 発達段階に応じた防犯教育の推進

各学校では、児童生徒が不審者等の被害に遭うことがないよう、外から見えにくい箇所等通学路における危険箇所を周知したり、一人にならないことなどを指導しています。また、発達段階に応じて、防犯ブザー(防犯ホイッスル)等の使い方や、人通りや交通量の少ない道の利用を避けること、危険に遭遇した際には大声を出すこと、帰宅時間を保護者に連絡すること等を指導しています。

県教育委員会では、学校における防犯教育が、より実践的なものとなるよう、その指導力向上を目指す「防犯教室講習会」を、小中学校の学校安全担当教員を対象に実施しています。

### 防犯教育の取組事例

#### 【小学校】

・年度始めに「子ども110番の家」を確認したうえで、安全マップに落とし込みを行 うとともに、スクールガードが登下校時に児童に付き添い、小学1年生を中心に「子 ども110番の家」の所在と活用方法を教えている。

#### 【中学校】

・県子ども・福祉部少子化対策課から、情報モラル教育の一環として、県内で起こった SNSによるトラブルを説明してもらい、その危険性を学んでいる。

#### 【高校】

・高校生が教員とともに近隣の小中学校を訪問し、小中学生に対し危険予測・危険回避について、実際の通学路の写真等を示しながら説明するなど、安全意識の向上につなげる安全教室の出前授業を行っている。

### (3) 不審者情報の共有

学校、教育委員会が把握した不審者情報については、周辺の学校や警察に情報提供を行うとともに、保護者に対し、メール配信システム等を活用した情報共有が行われています。 警察が把握した不審者情報については、「学校警察連絡制度」に基づき、学校には警察から不審者情報が提供されます。また、重大性や緊急性の高い不審者情報は警察署間でも共有されるため、市町をまたぐような場合でも、警察から学校へ情報が提供されます。

### 学校における児童虐待への対応

学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない(児童虐待の防止等に関する法律 第5条)とされており、 県教育委員会では、児童虐待の防止や早期発見に向けて、以下の取組を行っています。

### 1 児童虐待気づきリストの作成と活用

県教育委員会では、すべての教職員が「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を理解し、子どもの様子が「いつもと違う」、「何か不自然だ」というサインを見逃すことのないよう、平成28年度に三重県子ども・福祉部及び警察等の関係機関と連携し「学校での児童虐待気づきリスト」を作成しました。

令和元年度には、文部科学省から示された「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」をもとに、チェック項目の見直しを行うとともに、学校・園又は関係機関等が幼児児童生徒と会えない場合の気づきリストを新たに作成し、関係機関への情報共有又は通告の基準としました。

作成したチェックリストについては各学校に送付するとともに、児童虐待の防止や早期 発見に向けた取組を徹底しています。

#### 【チェックリストの内容】

子どもと会える場合のチェックリスト

以下の4つのカテゴリーに分類されており、65のチェック項目で構成されています。 チェック項目に複数(場合によっては1つでも)該当する場合は市町へ、緊急性が認め られる場合は、児童相談所に通告することとしています。

- ア 子どもの体に現れる様子から
- イ 子どもの行動から(周囲との関係・本人自身の行動・性的虐待)
- ウ 保護者の様子から(子どもへの関わり・心身の状態・気になる行動・学校との関わり)
- エ 家族・家庭の状況から

### 子どもと会えない場合のチェックリスト

以下の2つのカテゴリーに分類されており、23のチェック項目で構成されています。チェック項目に原則1つでも該当する場合は市町へ、緊急性が認められる場合は、 児童相談所に通告することとしています。

- ア 保護者の様子から(子どもへの関わり・心身の状態・気になる行動・学校との関わり)
- イ 家族・家庭の状況から

## 2 児童相談所の所長を講師に招いた教職員研修の実施

学校における児童虐待の防止に向けた教職員のスキルアップを図るため、県内国公私立学校の生徒指導担当者を対象に、児童相談所の所長を講師に招いた、学校における児童虐待防止に係る研修会を令和元年度に実施しました。

### 3 新型コロナウイルス感染症による臨時休業中における児童虐待防止の取組

文部科学省が示している「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」では、臨時休業中の子どもたちの見守りとして、概ね2週間に1回程度を目途に、児童生徒の心身の健康状態を把握するよう求めています。とりわけ、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、1週間に1回以上の状況把握を求められています。

こうした中、市町等教育委員会に対し、学校において子どもたちの定期的な状況把握が 実施されるよう依頼するとともに、県立学校では、オンラインによる毎日のホームルーム の実施、また、オンラインを利用できない生徒については電話連絡によって、児童生徒の 健康状態の確認、家庭状況等の把握に取り組みました。

さらに、教育活動が再開された後も、継続して丁寧な状況把握を行うとともに、必要な場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣できる体制を作っています。